

平成27年度～平成31年度

匝瑳市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画

住み慣れた地域で

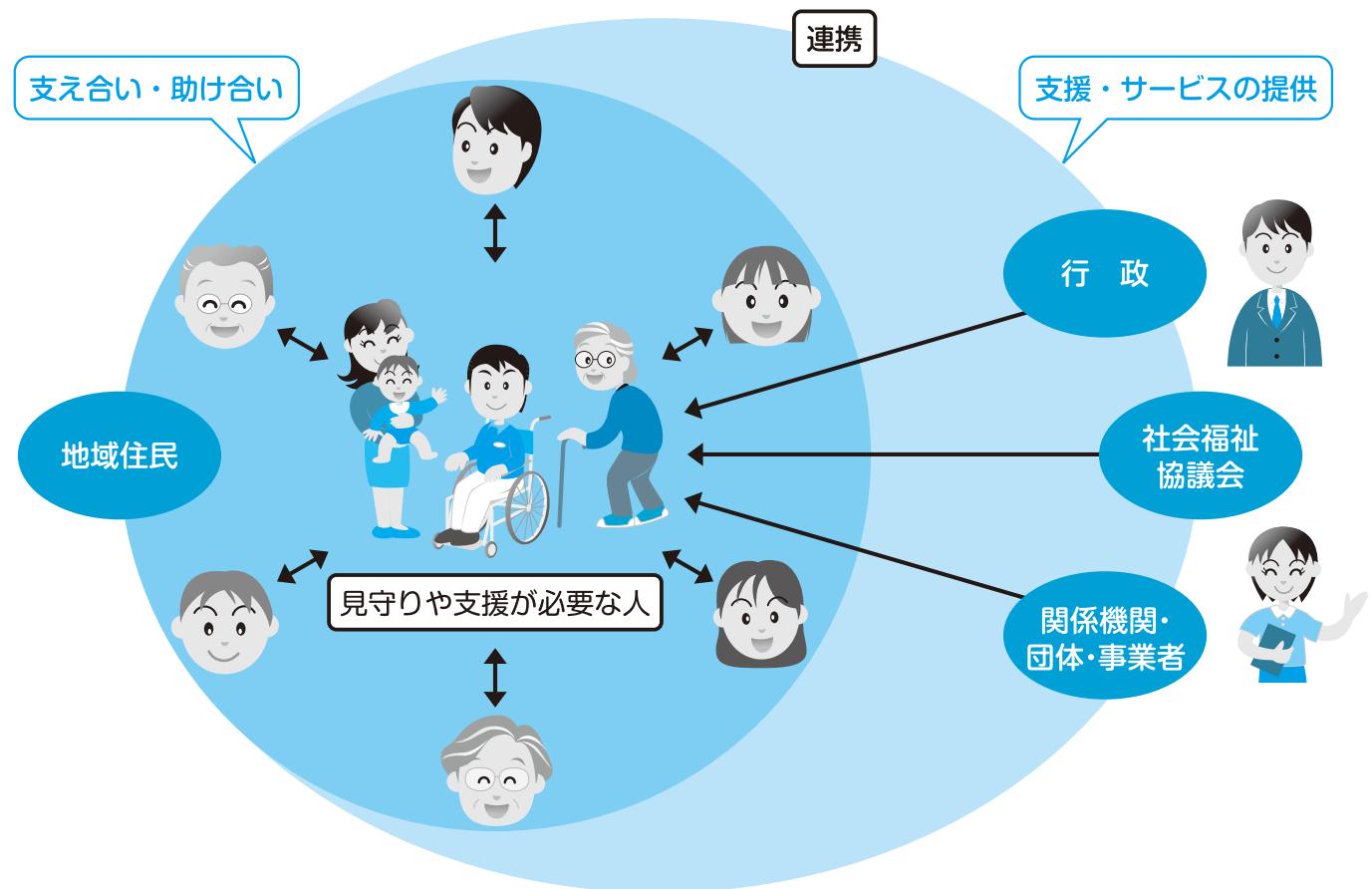


安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築



地域福祉とは

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が出来るように、「共に生き、支えあっていける社会づくり」を行政・社会福祉協議会及び福祉・保健・医療機関等の専門機関が、地域の住民の皆さんと力を合わせ取り組んでいくことです。



平成26年11月

匝瑳市
匝瑳市社会福祉協議会

計画の策定にあたって

策定の背景及び趣旨

近年、人口構造の変化により少子高齢化はさらに進行しており、本市においても、人口減少により、平成37年には総人口が3万人に迫り、年少人口割合は1割を下回り、高齢化率も37.4%に達すると見込まれています。

このような家族、世帯の変化の中で、さまざまな価値観の混在する複雑な社会においては、ひきこもりの増加、児童、高齢者及び障がい者に対する虐待等、今までに考えられなかったような新しい不安や問題が発生し、行政の対応力を上回る事案が多く発生しています。

また、地域の人間関係や家族関係の希薄化などから社会の中で孤立して生きる人が増加している中、「無縁社会」という言葉が生まれました。

今後、本市においても、核家族化の進行やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりが希薄化する一方で、高齢化の進行により、生活上の支援を必要とする人の増加が見込まれており、地域福祉に対するニーズは、ますます増大、多様化していくことが予測されます。

この計画は、市民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進する計画となります。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉

地域福祉は、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくための、お互いに“ささえあう”仕組みを構築していくことを目的としています。

しかし近年は、日本全体で地域コミュニティの問題が指摘されていますが、特に地縁によるコミュニティ形成やその維持が困難にあり、従来型の地域社会の解体が進んでいます。

そのような中で地域福祉の推進を図るために、住民自身が力をつけ、自らの地域福祉の課題を解決していく力を持つことが住民主体の地域福祉につながる、という「地域の福祉力」を培うことでの主体形成の考え方を、地域福祉推進の根底に据える必要があります。

(2) 計画の位置付け

本計画は福祉に関する総合的な計画として、地域のさまざまな生活課題の解決を図るために具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・共助・公助の概念のもとに行政とともに、市民、区会等の地域団体、事業者、関係機関などにとっての基本的指針となります。

また、本計画の実施期間は平成27年度から、平成31年度までの5年間を計画期間とし、課題や取り組みの成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

計画の基本理念・基本目標の体系図

計画の基本理念

本市では、上位計画である総合計画の将来像の実現をめざし、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念とし、本計画を推進するための、5つの基本目標を定めました。

住み慣れた地域で

安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築

目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

第1節 情報提供・相談体制の充実

第2節 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち

第1節 福祉資源の活用と発掘

第2節 ボランティアの育成と活動支援

第3節 地域に根差した福祉活動の推進

目標3 誰もが安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心な地域づくり

第2節 自立に向けた生活支援

目標4 誰にとっても暮らしやすいまち

第1節 福祉基盤の環境整備

目標5 地域に根差した活動のできるまち

第1節 囝瑳市社会福祉協議会の運営支援

目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち



- ・相談・広報活動を通して、市民の福祉に対する意識の高揚、市民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めます。
- ・地域の共助を高めるための福祉座談会を開催し、地域の福祉力を醸成します。

第1節 情報提供・相談体制の充実

(1) 情報提供及び相談支援体制の充実

- ・身近な地域、場所で気軽に相談ができるよう、民生委員児童委員や地域の事業所、NPO等と連携し、地域に密着した相談体制づくりを進めるとともに周知を図ります。
- ・区会や市社協、民生委員児童委員、各種団体等によるネットワークを強化し、情報共有や交流を推進し、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。
- ・市のホームページやパンフレットなどさまざまな情報伝達方法を活用し、地域福祉に関する情報を必要とする人に正確に、わかりやすく確実に提供できるよう努めます。

第2節 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

(1) 福祉座談会の実施

- ・福祉座談会を発展的に継続実施し、課題やニーズの把握、地域への情報提供などの運営支援を通じ、地域における、特性に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進します。
- ・住み続けたいと思う魅力ある地域づくりを、若い世代と共に課題を共有しながら考えていくことで、将来の地域を担う人材育成にもつなげていくように取り組みを進めます。

目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち



- ・福祉教育を通して、市民一人ひとりの福祉知識・技能の向上を図るとともに学習・体験機会の創出に努めます。
- ・市内で活動する福祉団体やボランティア等組織の運営・活動を支援し、住民の地域活動に対する支援等のほか、参加する市民のいきがいを感じることのできる組織づくりを支援します。

第1節 福祉資源の活用と発掘

(1) 福祉教育・学習機会の充実

- ・体験学習や地域での話し合いの場づくり等、福祉に関する学習の機会を増加させ、ボランティア活動への積極的な参加を促すため、学校や市民への積極的な啓発活動を図ります。
- ・福祉教育推進のための周知活動や、広報紙・ホームページ等での情報発信、市社協の福祉出前講座の開催、ボランティアセンターと連携した講座の充実を図ります。

(2) 福祉団体との連携

- ・民生委員児童委員の活動を周知し、地域への理解促進を図ります。
- ・地域活動による支援と公的なサービスとが連携したセーフティネットの構築を推進するとともに、関係機関との連携により迅速かつ的確に問題が解決できる体制の整備に努めます。
- ・地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組み、介護にとどまらず、障がい者支援、子ども子育て支援といった分野を包括した地域ケアをめざします。

第2節 ボランティアの育成と活動支援

(1) ボランティアの体制づくりの支援

- ・ボランティア等への参加を促進するため、啓発を行うとともに、活動等の情報発信やボランティア講座の開催、ボランティア参加機会の提供の充実に努めます。
- ・ボランティア活動が充実していくよう、必要な情報提供や助言、コーディネートにより活動を支援します。

(2) ボランティア人材の発掘と育成

- ・地域福祉活動やボランティア活動、各種講座に関する情報提供を積極的に行い、参加のきっかけづくりに努めます。
- ・地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進することで、新たな担い手の育成を進めます。
- ・地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通しての福祉の意識付けを進めます。

第3節 地域に根差した福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動の展開

- ・市と市民、地域団体、事業者、企業、商店等地域との協働により地域福祉活動を進めるため、連携の強化を図り、さまざまな事業・活動について、普及啓発を進めます。
- ・担い手が気軽に集える場を増やすとともに、身近な地域で世代間交流などの活動ができるよう、地域の施設の有効な活用を促進します。

(2) 地域福祉活動の支援と地域人材の確保

- ・地域でのつながりを強めるため、住民が広く参加できるイベントや行事の開催など交流機会の促進を図ります。
- ・地域の中にいる専門的な能力や技術を持った人材が、気軽に地域活動や福祉活動に参加・参画できるよう推進するとともに、社会福祉推進委員などの人材育成を図ります。

目標3 誰もが安心して暮らせるまち



- ・高齢者や障がい者の在宅生活の支援や子育て支援等、市民の自立を支えるための多様な福祉ニーズに応える事業の推進に取り組みます。
- ・市民一人ひとりが、心身ともに健康で健全な生活を営むことができるよう、医療・保健環境の整備等や人権擁護に係る事業の推進等に取り組みます。

第1節 安全・安心な地域づくり

(1) 地域の防犯・防災活動の展開

- ・地域のつながりを強め、子どもの安全対策など犯罪に強い地域をめざし、地域で展開されている防犯活動の充実を図ります。
- ・自主防災組織の結成促進及び活動支援の充実を図るとともに、防災リーダーの養成を行い、自助・共助の防災活動に対する支援を行います。
- ・地域の協力を得ながら、要援護者への避難情報の提供、避難誘導、安否確認、避難状況の把握に努め、支援体制の充実・強化を図ります。

第2節 自立に向けた生活支援

(1) 地域におけるセーフティネットの構築

- ・支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。
- ・複雑な要因による困難事例（虐待、DV等）に対して地域活動による支援と公的なサービスとが連携し、速やかに対応できるよう体制の充実を図ります。
- ・地域や関係課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

(2) 権利擁護事業

- ・市民の人権意識を高め、権利侵害を防ぎ、早期に発見できるよう、人権教育の浸透に努めます。
- ・権利擁護について周知を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を行うとともに、制度の構築と合わせて、市民後見人の育成・活用を図ります。
- ・地域包括ケアの理念のもとで、地域の中で対象者の権利を守っていく仕組みの構築に取り組みます。

目標4 誰にとっても暮らしやすいまち



- ・バリアフリー環境の整備に取り組み、地域の福祉拠点としての施設整備等や、交通不便地域の解消を目的に、市民の外出を促進するための移動交通の支援に取り組みます。
- ・高齢者や障がい者等への買い物支援策等の充実を図ります。

第1節 福祉基盤の環境整備

(1) 施設の整備及び移動交通の支援・買物支援

- ・誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- ・地域での安全確保に関わる活動を推進し、だれもが自らの意思で自由に行動し、積極的に社会活動に参加できるよう、交通環境に配慮したまちづくりを推進します。

目標5 地域に根差した活動のできるまち



- ・地域福祉の推進を担う中核的な存在として活動している市社協の運営・活動を支援し、本市の地域福祉の拠点として、地区社協を含めた市社協の福祉機能の強化を支援します。

第1節 匝瑳市社会福祉協議会の運営支援

(1) 社会福祉協議会の運営支援

- ・市と市社協の連携を強化し、地区社協活動が十分に行うことができるよう、区会や各団体等との協力関係の構築や社協活動の周知啓発に取り組みます。
- ・地区社協を中核とする地域福祉推進体制の整備に努めるとともに、地域福祉活動の中核としてさらに機能していくため、関係団体や福祉施設等の地区社協への加入促進と連携の強化に努めます。
- ・市社協では地区社協の役割を見直し、「地域の福祉力」の育成・向上をめざし、将来の地域福祉を担う、より主体的な組織づくりに取り組みます。

《匝瑳市社会福祉協議会の主な事業内容》

- 地区社会福祉協議会活動の推進（地域福祉事業）
- ボランティアセンターの運営
- 高齢者福祉（介護保険含む）・障がい者福祉・児童福祉事業
- 小規模多機能型居宅介護施設「紙ふうせん」の運営
- 権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- 生活福祉資金の貸付

【匝瑳市福祉課】

所 在 地：〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793 番地 2
電 話：0479 (73) 0096 (直通) ファクス：0479 (72) 1116
E - m a i l : f-fukushi@city.sosa.lg.jp ホームページ：<http://www.city.sosa.lg.jp>

【匝瑳市社会福祉協議会】

所 在 地：〒289-2141 千葉県匝瑳市八日市場ハ793 番地 35
電 話：0479 (73) 0759 (直通) ファクス：0479 (70) 0120
E - m a i l : info@sousashishakyo.jp ホームページ：<http://sousashishakyo.jimdo.com/>